

(別紙様式1)

京都府・京都市中小企業融資制度
産業活力推進融資（開業・経営承継支援資金）に係る確認書

(1 取扱金融機関・申請者用) ※提出に必要な添付書類及び提出先は、裏面を御参照ください。

私は、産業活力推進融資（開業・経営承継支援資金）創業（開業）型及び創業無保証人型の申込みにあたり、融資実行から3箇月後に経営支援を受けること、及び経営支援の実施に必要となる情報（貸付実行日及び貸付金額）について、経営支援の目的のために、取扱金融機関・商工会議所等・京都信用保証協会の間で授受することについて、同意します。

(申請者記入欄)

年 月 日 所在地(住所)
企業名
代表者名

(取扱金融機関記入欄)

金融機関名・本支店名	(担当:)
------------	--------

(取扱金融機関 → 申請者 → 商工会議所等へ提出)

(商工会議所等用)

上記の者について、産業活力推進融資（開業・経営承継支援資金）創業（開業）型及び創業無保証人型の申込みにあたり、融資実行から3箇月後に実施する経営支援の利用申請を受理しました。

年 月 日 団体名
担当者名
FAX 番号

受付印

(商工会議所等 → 申請者 → 取扱金融機関へ提出)

※取扱金融機関は、保証申込書一式とともに保証協会へ提出/本紙の写しを金融機関控えとする

(取扱金融機関用)

上記の者について、産業活力推進融資（開業・経営承継支援資金）創業（開業）型及び創業無保証人型の融資申込の結果は以下のとおりでしたので報告します。

融資実行	決 ・ 否決
貸付実行日	年 月 日
貸付金額	千円

(取扱金融機関 → 商工会議所等へ送付)

◆ 確認書について

- 開業・経営承継支援資金の創業（開業）型及び創業無保証人型を利用された場合、融資実行から3箇月後に経営に関する支援を受けていただきます。確認書は、この経営支援のために商工会議所等へ事前に届出していただく資料になりますので、下記を御参照の上、申請をお願いします（申請時に、創業計画書の内容等について、ヒアリングを実施される場合があります）。

1 添付資料

- 創業計画書（保証協会所定）（融資申込において同書類の提出が必要な場合に限る）

2 提出先

事業所の所在地	申請・提出先
京都市（上京区・中京区・下京区・東山区・山科区）	京都商工会議所 ビジネスサポートデスク
京都市（北区・左京区）	京都商工会議所 洛北ビジネスサポートデスク
京都市（右京区・西京区）	京都商工会議所 洛西ビジネスサポートデスク
京都市（南区・伏見区）	京都商工会議所 洛南ビジネスサポートデスク
京都市（旧京北町）	京北商工会
向日市	向日市商工会
長岡京市	長岡京市商工会
乙訓郡大山崎町	大山崎町商工会
宇治市	宇治商工会議所
城陽市	城陽商工会議所
八幡市	八幡市商工会
京田辺市	京田辺市商工会
久世郡久御山町	久御山町商工会
綴喜郡井手町	井手町商工会
綴喜郡宇治田原町	宇治田原町商工会
木津川市	木津川市商工会（本所・山城支所・加茂支所）
相楽郡笠置町	笠置町商工会
相楽郡和束町	和束町商工会
相楽郡精華町	精華町商工会
相楽郡南山城村	南山城村商工会
亀岡市	亀岡商工会議所
南丹市	南丹市商工会（本所・園部支所・日吉支所・美山支所）
船井郡京丹波町	京丹波町商工会（本所・瑞穂支所・和知支所）
福知山市	福知山商工会議所 又は 福知山市商工会（本所・三和支所・夜久野支所）
舞鶴市	舞鶴商工会議所
綾部市	綾部商工会議所
宮津市	宮津商工会議所
与謝郡与謝野町	与謝野町商工会（本所・岩滝支所・加悦支所）
京丹後市	京丹後市商工会 （本所・大宮支所・網野支所・丹後支所・弥栄支所・久美浜支所）
与謝郡伊根町	伊根町商工会

◆ 確認書の提出が不要な場合（別途、提出が必要な資料）

確認書の提出が不要な場合	確認書に代えて提出が必要な資料
金融機関のプロパー融資が決定している方	プロパー融資決定・実行報告書（保証協会所定）
保証協会が取り組む伴走支援を受けた方	伴走支援を受けたことが確認できる資料